

※駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関などをご利用ください。

◆問い合わせ先

鳥取県弁護士会

☎ 0857・22・3912

※ただし、開催当日は、

鳥取地方裁判所米子支部

☎ 0859・22・2205

へお問い合わせください。

法務行政相談

鳥取地方法務局による法務行政相談です。

◆日時

10月3日(水) 10時〜15時

◆場所

米子市文化ホール
2階研修室2

◆問い合わせ先

鳥取地方法務局総務課

☎ 0857・22・2191

その他

八橋警察署協議会委員

地域に密着した警察行政を進めるために・・・

警察署協議会とは、警察が地

域住民の声に沿った活動を行う目的で、法律に基づき、全国の警察署に設置されている機関です。

八橋警察署協議会は、管内の

大山・琴浦両町から鳥取県公安

委員会により委嘱された6人の

委員で構成され、各委員は、地

域を代表して警察活動に関する

いろいろな提言を行います。

警察では、各委員からいただ

いた提言を参考にし、地域住民

の方と共通の問題意識を持ち、

地域に密着した活動を行って

ます。

大山町の八橋警察署協議会委

員は、次の3人です。

松信多栄子さん(石井垣)

法橋誠一さん(御来屋)

大塚典子さん(神原)

10月1日から雇用保

険法が変わります

◆失業給付の受給資格要件の変更
雇用保険の基本手当を受給す

るためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、11日以上勤務した月が12月必要にな

ります。

◆育児休業給付の給付率が上がります
平成19年3月31日以降に職場

復帰された方から平成22年3月

31日までに育児休業を開始され

た方を対象に、給付率が休業前

賃金の40%から50%に引き上げ

られます。

◆教育訓練給付の給付要件・内容の変更
3年以上の被保険者期間が必

要である給付要件を、初回に限

り1年以上に緩和します。給付

率は20%、上限額は10万円に統

一します。

その他変更事項を含め、詳し

くは左記にお問い合わせくださ

い。

◆問い合わせ先

ハローワーク米子

☎ 0859・33・3911

終戦当時の引揚者の方へ
通貨・証券などを
お返ししています

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

◆終戦後、外地から引き上げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨・証券など

◆外地の集結地において総領事館、日本人自治会などに預けら

れた通貨・証券などのうち日本

に返還されたもの

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構

です。お心当たりの方は、上陸

港を所轄する税関または境税関

支署へお問い合わせください。

◆問い合わせ先

境税関支署(境港港湾合同庁舎内)

☎ 0859・42・2228

FAX 0859・42・3893

特別弔慰金

特別弔慰金の請求はお済みですか？ 期限は、平成20年3月

31日です。

この期限を過ぎますと、法律

の規定により、特別弔慰金を受

ける権利が消滅します。

◆対象者

戦没者などの死亡当時のご遺

族で、平成17年4月1日にお

て、公務扶助料、遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による優先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

1. 弔慰金の受給権者

2. 戦没者などの子

3. ①父母②孫③祖父母④兄弟

姉妹(戦没者などと生計関係を

有していなかった方などは除

きます)

4. 前記3以外の①父母②孫③

祖父母④兄弟姉妹

5. 前記1から4以外の三親等

内の親族(戦没者などの死亡時

まで引き続き1年以上生計関係

を有していた方に限り)

◆給付内容

額面40万円、10年償還の記名

国債

◆請求窓口

福祉保健課または各支所福祉

課まで

◆問い合わせ先

福祉保健課

☎ 0859・54・5207

中山支所福祉課

☎ 0858・58・6112

大山支所福祉課

☎ 0859・53・3136